

岩手県告示第 879 号

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 44 条第 1 項の規定により、平成 18 年度後期技能検定を次のとおり行う。

平成 18 年 9 月 1 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 技能検定の実施職種

- (1) 特級 金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、工場板金、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形、パン製造
- (2) 1 級及び 2 級 さく井（ロータリー式さく井工事に係るものに限る。）、工場板金（機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板金に係るものに限る。）、機械検査、機械保全、電気機器組立て（シーケンス制御に係るものに限る。）、半導体製品製造、自動販売機調整、時計修理、空気圧装置組立て、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製に係るものに限る。）、紳士服製造（紳士既製服縫製に係るものに限る。）、和裁、パン製造、菓子製造（和菓子製造に係るものに限る。）、建築大工、かわらぶき、配管（建築配管に係るものに限る。）、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工（鉄筋組立てに係るものに限る。）、コンクリート圧送施工、防水施工（合成ゴム系シート防水工事及び塩化ビニル系シート防水工事に係るものに限る。）、ガラス施工、機械・プラント製図（機械製図 CAD に係るものに限る。）、金属材料試験（組織試験に係るものに限る。）、塗装（鋼橋塗装に係るものに限る。)
- (3) 3 級 機械検査、電気機器組立て（シーケンス制御に係るものに限る。）、プリント配線板製造（プリント配線板製造に係るものに限る。）、和裁、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、建築大工、配管（建築配管に係るものに限る。)
- (4) 単一等級 樹脂接着剤注入施工、バルコニー施工

2 技能検定の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
実技試験	平成 18 年 11 月 24 日から平成 19 年 2 月 18 日までの間において別に通知する。	別に通知する。
学科試験	平成 19 年 1 月 28 日、2 月 4 日、11 日のうち別に通知する。	

- 3 受検手続 受検申請書を平成 18 年 9 月 25 日から同年 10 月 6 日までに岩手県職業能力開発協会に提出すること。
- 4 その他 詳細については、岩手県商工労働観光部労政能力開発課又は岩手県職業能力開発協会（盛岡市大通三丁目 2 番 8 号岩手県金属工業会館内）に問い合わせること。